

■■メールマガジン「静岡県防災」第12号■■

## もし、水害に遭ってしまったら！！

あまりのショックに、何から手を付けて良いかわからなくなるかもしれません。今回は、万一、被災してしまった場合に必要となる行動について紹介します。

### ①被災状況の記録（片付け前に安全第一で行う）

家屋の被災状況の写真が「り災証明書」の申請や災害保険の請求に役立ちます。

#### ★外観の撮影

外観はなるべく4方向から撮る。

浸水があった場合、浸水深が分かるよう、浸水跡に「巻き尺等をあてて」撮る。

#### ★屋内の撮影

部屋ごとに「引いた」全景と被害箇所「寄った」近景を撮る。

### ②施工会社・貸主・保険会社に連絡

★家の施工会社や大家に、家が水害に遭ったことを伝える。

★火災保険や共済に加入しているときは、担当者に伝える。

### ③手助けが必要な時は、「災害ボランティア」の支援を受けるのも有効

「災害ボランティア」が展開される時は、各市町の「社会福祉協議会」により「災害ボランティアセンター」が設置されます。なお、ボランティアを装った詐欺や悪質な業者には要注意です！（「災害ボランティア」は対価を求めることはありません。）

他にも「義援金詐欺」が活動することがあります。

### ④「り災証明書」の申請（「り災証明書」は市町が発行します。市町広報等で確認しましょう。）

#### ★住家被害認定調査

「り災証明書」は、市町による「住家被害認定調査」（基本的には現地調査）を行った上で発行されます。被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、「準半壊に至らない（一部損壊）」があります。これは、各種支援の基準となるものです。

#### ★住まい・生活の公的支援

「被災者生活再建支援制度」、「応急仮設住宅への入居」、「住まいの応急修理」などの公的支援があり、申請には「り災証明書」が必要です。

#### （関連情報）

内閣府政府広報オンライン「住まいが被害を受けたとき 最初にすること」

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202003/2.html>

震災がつなぐ全国ネットワーク 「水害にあったときに」～浸水被害からの生活再建の手引き～

<https://blog.canpan.info/shintsuna/archive/1420>

静岡県危機管理部「避難生活の手引き」

<https://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/shiraberu/hinan/manual.html>